

＜参考資料＞

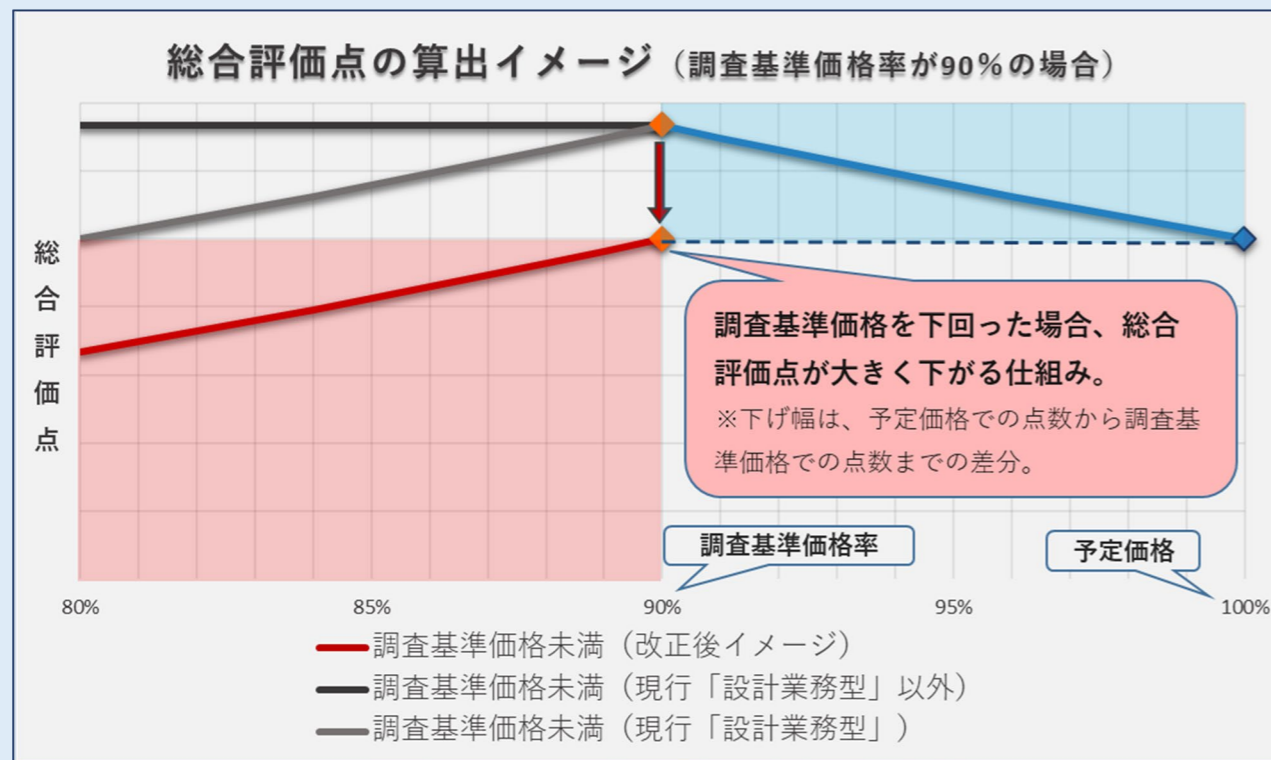
- 1 総合評価落札方式の本格実施について
- 2 総合評価本格実施による入札状況等の変化について
- 3 技術評価項目配点表（抽出工事等 1～3）
- 4 旧制度における評価調書（抽出工事等 1～3）
- 5 札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱

総合評価落札方式の本格実施について

本市の入札制度では、平成 18 年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)に基づき総合評価落札方式を試行導入した。これまで型式の多様化や評価項目・配点の調整など継続的に制度の見直しや改善を行ってきたが、この度、**公共工事の品質確保やダンピング対策の強化**といった総合評価の本旨を軸に見直しを行い、総合評価落札方式を**本格実施**することとした(令和 5 年 12 月 13 日告示分から適用開始)。

I. ダンピング対策の強化

総合評価点の算出方法を変更し、調査基準価格を下回った場合に総合評価点が大きく下がる制度とし、ダンピング対策の強化を図る。



II. 工事の品質確保

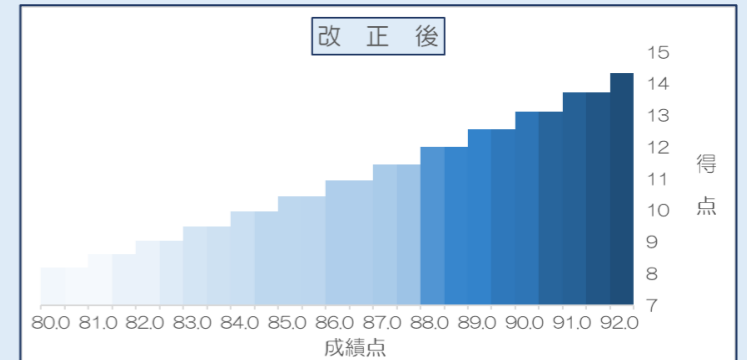
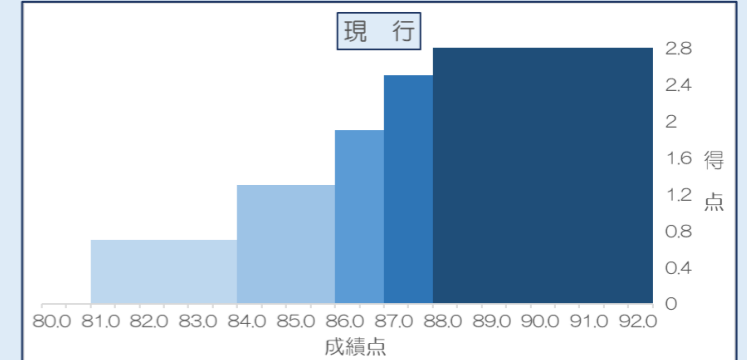
■成績評価項目に係る無段階インセンティブ方式の採用 (人材確保・育成型は除く)

工事等成績点が上昇するほど得点の上昇幅が大きくなる制度とし、事業者の工事成績点向上に向けたインセンティブを強化する。

また、現行は成績点に応じた区分による段階的な得点制度であるが、無段階の得点制度とすることで、より成績点の良好な事業者が有利になる制度とする。

例) 実績評価 I 型土木 A1
「企業の工事成績の平均点」の場合

成績点	現行 (2.8 点満点)	改正後※1 (15 点満点) ※2
88 点	2.8 点 (A 区分)	11.99 点
87 点	2.5 点 (B 区分)	11.45 点
86 点	1.9 点 (C 区分)	10.94 点
84 点	1.3 点 (D 区分)	9.95 点
82 点	0.7 点 (E 区分)	9.04 点



※1: 改正後は成績点(小数点以下切捨)を専用の計算式にあてはめて得点を算出する。
※2: 計画審査型及び実績評価 I 型以外は 10 点満点とする。

■型式別加算点の変更

総合評価点の算出における技術点の価値を高めるため、加算点を変更する。

加算点	計画審査型	実績評価 I 型	実績評価 II 型 ほか 5 型式	地域貢献 I 型 ほか 3 型式
現行	20 点	15 点	15 点	10 点
改正後	60 点	45 点	30 点	20 点

計画審査型及び実績評価 I 型は現行の 3 倍、それ以外の型式は 2 倍とする。
これにより、技術点で優位の事業者が落札できる金額の猶予が増加する。

III. その他の見直し

■型式の名称変更

(現行) 人材育成型 ⇒ (改正後) 人材**確保**・育成型

■評価項目の新設・追加

【新設】正社員の奨学金返還の支援状況 (人材確保・育成型)

【追加】継続教育 (CPD) の取組状況 (人材確保・育成型)

【追加】ISO9001 又はサッポロ QMS の取得状況 (地域貢献 I 型ほか 2 型式)

■評価項目の変更

【変更】継続教育 (CPD) の取組状況 (一括審査測量業務型・一括審査設計業務型)

【変更】過去 5 年間の本市工事被表彰回数 (計画審査型・実績評価 I・II 型)

【変更】札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況 (人材確保・育成型)

総合評価本格実施による入札状況等の変化について

本市では、平成 18 年度に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)に基づき総合評価落札方式を試行導入後、公共工事の品質確保やダンピング対策の強化といった総合評価の本旨を軸に見直しを行い、令和 5 年度に総合評価落札方式を本格実施した。

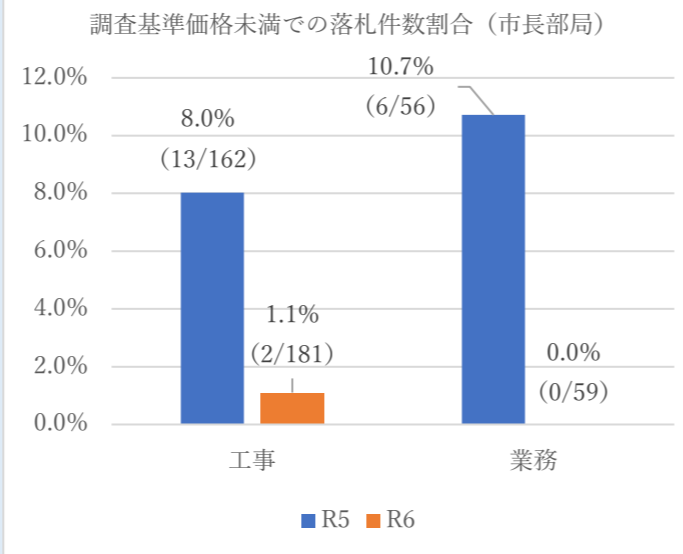
この度、本格実施後初年度となる令和 6 年度の発注案件を対象に、入札状況や工事成績点等のデータを分析し、制度の効果について検証した。

I. ダンピング対策の強化

・本格実施前の令和 5 年度と比較すると、工事・業務どちらも調査基準価格未満での落札件数及び割合が減少した

⇒ **調査基準価格を下回った場合に総合評価点が大きく下がる仕組みの導入により、ダンピング対策の強化に一定の効果が確認された**

※ 調査基準価格未満で落札に至った工種・業種
 R5: 土木 (7 件)、舗装 (1 件)、造園 (1 件)、建築 (1 件)、管 (3 件)、建築設計 (5 件)、土木設計 (1 件)
 R6: 建築 (1 件)、管 (1 件)



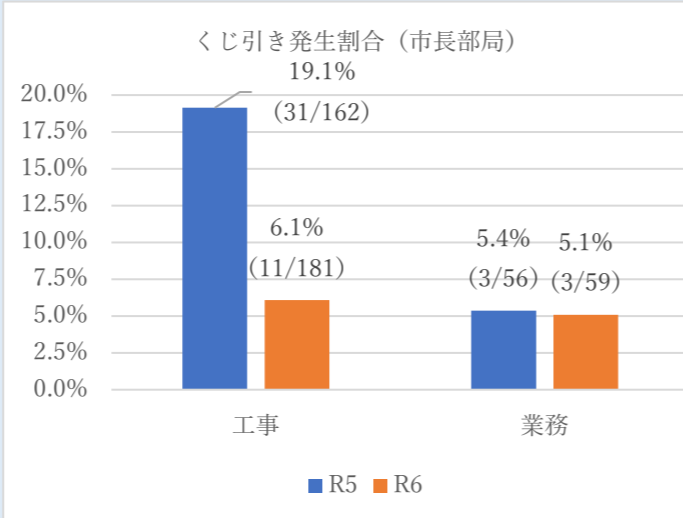
III. その他 (くじ引き発生状況)

・本格実施前の令和 5 年度と比較すると、工事のくじ引き発生割合が大きく減少し、業務は同水準であった

⇒ **工事では無段階インセンティブ方式の採用によって、成績点による評価順位の明確化が進み、くじ引きの抑制に繋がった**

※業務については本格実施前から成績点を除算する方式であったため、本格実施によるくじ引きへの影響は少なかったと考えられる

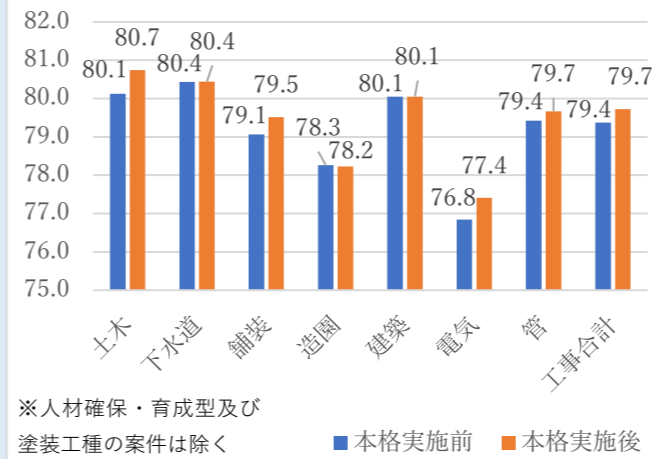
※R6 年度にくじ引きが発生した工種・業種
 土木 (2 件)、塗装 (9 件)、測量 (3 件)



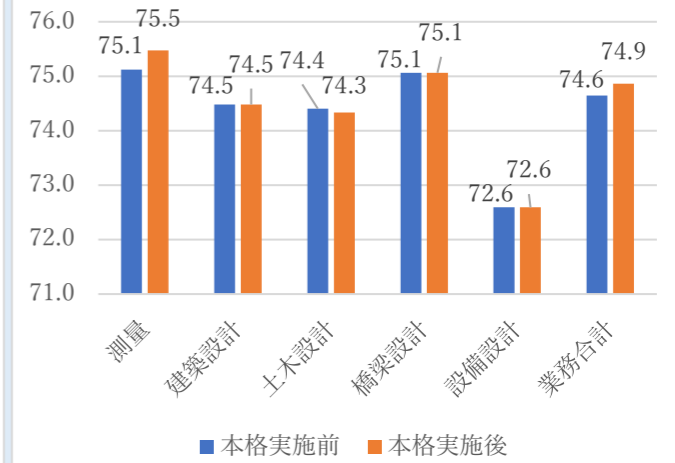
II. 工事の品質確保

■無段階インセンティブ方式の採用による落札業者の変化について

【工事】本格実施前の総合評価で実施した場合の落札予定者との成績平均点比較 (市長部局)



【業務】本格実施前の総合評価で実施した場合の落札予定者との成績平均点比較 (市長部局)

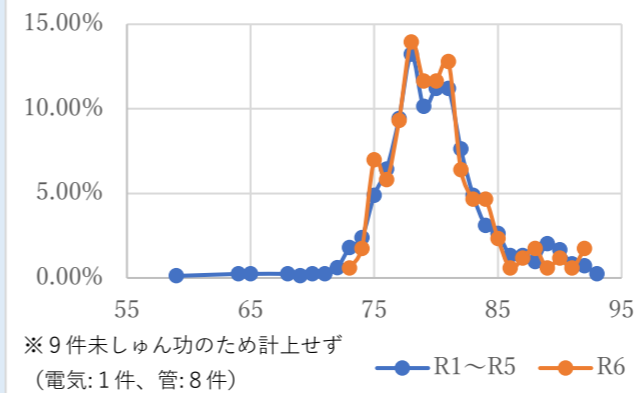


・本格実施前後の比較において、造園工種、土木設計業種を除く全ての工種・業種で、落札者の成績平均点は同水準を維持、あるいは上昇傾向にあった

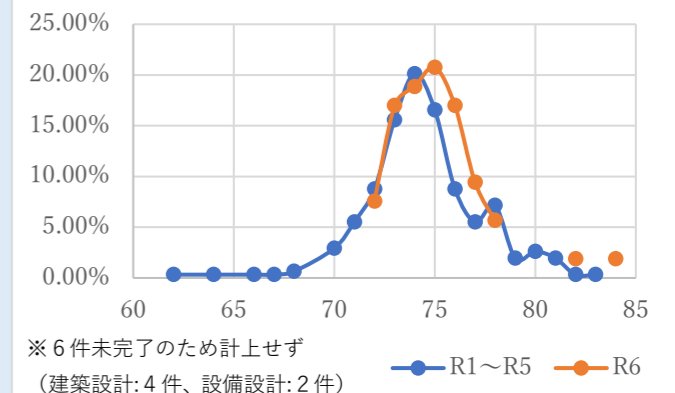
⇒ **無段階インセンティブ方式の採用が、成績点のわずかな差を適切に評価に反映させ、施工実績が優れた事業者ほど有利に働く一定の効果が確認された**

■施工品質の変化について

【工事】しゅん功した工事の成績点ごとの件数割合 (市長部局)



【業務】完了した業務の成績点ごとの件数割合 (市長部局)



・工事は全体的にほぼ同水準であったが、成績点の低い工事が減少した。業務は全体の件数が少ない中で、土木設計・橋梁設計業種の成績点上昇が全体の成績点割合を押し上げた

⇒ **成績点の良好な事業者が有利となる制度となったことで、成績点の低い工事・業務が減少し、施工品質は高い傾向にあった**

総合評価落札方式(実績評価I型)技術評価項目配点表

別記3-2

工事名: 市債務負担行為 道道西野真駒内清田線(真駒内住宅団地線~澄川跨道橋間)ほか1線舗装路面改良工事

評価項目	評価区分	配点
1 企業の評価		
(1) 同種工事の施工実績の規模	①提出のあった工事実績が、本工事と同規模以上の施工実績である。 ②提出のあった工事実績が、入札参加資格を満たす施工実績である。	①2.5 ②0.0
(2) 公共工事の施工実績	①提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事 ②提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事 ③提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	①2.0 ②1.5 ③0.0
(3) 提出された工事実績の成績点	①提出のあった工事実績が本市発注の工事である。 ※得点 = 【成績点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②その他	①左記の式による ②0.0
(4) 企業の工事成績の平均点	①同職種における成績平均点有り ※得点 = 【成績平均点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②無し	①左記の式による ②0.0
(5) 過去5年間の本市工事被表彰回数 ※本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事(令和6年12月4日以降の告示分。ただし、調達案件番号の最初の二桁が24から始まる工事を除く。)を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日の前日までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	①5回以上 ②4回 ③3回 ④2回 ⑤1回 ⑥無し	①3.0 ②2.5 ③2.0 ④1.5 ⑤1.0 ⑥0.0
(6) ISO14001取得状況	①取得有り ②無し	①0.5 ②0.0
(7) 本工事における主要建設機械の保有状況	①自社所有又は長期リース(ファイナンス・リース)契約の建設機械有り ②上記以外の長期リース契約の建設機械有り ③無し	①2.0 ②1.0 ③0.0
(8) 市内企業活用の施工計画	①市内企業の施工比率が95%以上 ②市内企業の施工比率が60%以上95%未満 ③市内企業の施工比率が60%未満	①2.0 ②1.0 ③0.0
2 配置予定技術者の評価		
(1) 過去10年間の主任(監理)技術者等としての従事経験	①同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(従事経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有り ②同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り ③同種工事に担当技術者として従事した経験有り ④その他	①2.5 ②1.5 ③1.0 ④0.0
(2) 過去の従事工事における成績点	①過去の従事経験として提出された同種工事が本市発注の工事である。 ※得点 = 【成績点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②その他	①左記の式による ②0.0
(3) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	①一級 ②二級 ③その他	①1.5 ②0.5 ③0.0
(4) 本工事に関連する資格等保有状況	①保有有り ②無し	①0.5 ②0.0
(5) 現場代理人としての従事経験	①同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り ②無し	①1.0 ②0.0
(6) 継続教育(CPD)の取組状況	①各団体に指定する推奨単位以上の取得有り ②各団体に指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0
3 地域貢献等の評価		
(1) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	①本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り ②本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績無し ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0
(2) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	①自社所有又は長期リース契約の建設機械有り ②無し	①1.0 ②0.0
(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等 ※従事実績及び被表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を入札者の得点とする。なお、本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事(令和6年12月4日以降の告示分。ただし、調達案件番号の最初の二桁が24から始まる工事を除く。)を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日の前日までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	従事実績 ①過去5年間継続した雪対策事業従事有り ②過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り ③過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り ④その他 被表彰実績 ①過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」及び「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ②過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」又は「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ③その他	①2.5 ②2.0 ③1.5 ④0.0 ①1.0 ②0.5 ③0.0
(4) 障がい者の雇用状況	①障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り ②その他	①0.5 ②0.0
合計		69.50

総合評価落札方式(実績評価Ⅰ型)技術評価項目配点表

別記3-2

工事名: 社会資本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線屯田高架橋(上部工)新設ほか工事

評価項目	評価区分	配点
1 企業の評価		
(1) 同種工事の施工実績の規模	①提出のあった工事実績が、本工事と同規模以上の施工実績である。 ②提出のあった工事実績が、入札参加資格を満たす施工実績である。	①2.5 ②0.0
(2) 公共工事の施工実績	①提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事 ②提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事 ③提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	①2.0 ②1.5 ③0.0
(3) 提出された工事実績の成績点	①提出のあった工事実績が本市発注の工事である。 ※得点 = 【成績点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②その他	①左記の式による ②0.0
(4) 企業の工事成績の平均点	①同工種における成績平均点有り ※得点 = 【成績平均点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②無し	①左記の式による ②0.0
(5) 過去5年間の本市工事被表彰回数 ※本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事(令和6年12月4日以降の告示分。ただし、調達案件番号の最初の二桁が24から始まる工事を除く。)を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日の前日までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	①5回以上 ②4回 ③3回 ④2回 ⑤1回 ⑥無し	①3.0 ②2.5 ③2.0 ④1.5 ⑤1.0 ⑥0.0
(6) ISO14001取得状況	①取得有り ②無し	①0.5 ②0.0
(7) 市内企業活用の施工計画	①市内企業の施工比率が95%以上 ②市内企業の施工比率が60%以上95%未満 ③市内企業の施工比率が60%未満	①2.0 ②1.0 ③0.0
2 配置予定技術者の評価		
(1) 過去10年間の主任(監理)技術者等としての従事経験	①同種工事に、主任(監理)技術者として中心的立場で従事(従事経験がJV工事の場合は、JV構成員の代表者の主任(監理)技術者であること。)した経験有り ②同種工事に、監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として従事した経験有り ③同種工事に担当技術者として従事した経験有り ④その他	①2.5 ②1.5 ③1.0 ④0.0
(2) 過去の従事工事における成績点	①過去の従事経験として提出された同種工事が本市発注の工事である。 ※得点 = 【成績点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大15.00点) ②その他	①左記の式による ②0.0
(3) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	①一級 ②二級 ③その他	①1.5 ②0.5 ③0.0
(4) 現場代理人としての従事経験	①同種工事(公共工事)の現場代理人経験有り ②無し	①1.0 ②0.0
(5) 継続教育(CPD)の取組状況	①各団体に指定する推奨単位以上の取得有り ②各団体に指定する推奨単位の2分の1以上の取得有り ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0
3 地域貢献等の評価		
(1) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	①本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り ②本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績無し ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0
(2) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	①自社所有又は長期リース契約の建設機械有り ②無し	①1.0 ②0.0
(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等 ※従事実績及び被表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を入札者の得点とする。なお、本年度において、工種ごとに、当該申請をした工事(令和6年12月4日以降の告示分。ただし、調達案件番号の最初の二桁が24から始まる工事を除く。)を一件受注するまで、任意の案件に申請可能。ただし、本工事の入札期間の初日から落札決定通知日の前日までの期間において、他の案件への重複申請は不可。	従事実績 ①過去5年間継続した雪対策事業従事有り ②過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り ③過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り ④その他 被表彰実績 ①過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」及び「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ②過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」又は「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ③その他	①2.5 ②2.0 ③1.5 ④0.0 ①1.0 ②0.5 ③0.0
(4) 障がい者の雇用状況	①障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り ②その他	①0.5 ②0.0
合計		67.00

総合評価落札方式(地域貢献I型)技術評価項目配点表

別記3-5

工事名: 防災・安全交付金事業 石山東公園ほか2公園再整備工事

評価項目	評価区分	配点	
1 企業の評価			
(1) 公共工事の施工実績	①提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市内において施工された工事 ②提出のあった工事実績が公共工事で、かつ、札幌市以外において施工された工事 ③提出のあった工事実績が、上記以外の発注による工事(民間工事等)	①2.0 ②1.5 ③0.0	23.00
(2) 提出された工事実績の成績点	①提出のあった工事実績が本市発注の工事である。 ※得点 = 【成績点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大10.00点) ②その他	①左記の式による ②0.0	
(3) 企業の工事成績の平均点	①同工種における成績平均点有り ※得点 = 【成績平均点】の4乗 ÷ 5,000,000 (最大10.00点) ②無し	①左記の式による ②0.0	
(4) ISO9001又はサポロQMSの取得状況	①取得有り ②無し	①1.0 ②0.0	
2 配置予定技術者の評価			
(1) 主任(監理)技術者に係る資格保有状況	①一級 ②二級 ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0	1.50
(2) 本工事に関連する資格等保有状況	①保有有り ②無し	①0.5 ②0.0	
3 地域貢献等の評価			
(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	①札幌市内に主たる営業所があり、本年度において本市との工事請負契約無し ② " 本年度において本市との工事請負契約件数が1件 ③その他	①3.0 ②1.0 ③0.0	12.50
(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	①本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績(札幌市主催の防災訓練等への参加を含む。)有り ②本市との災害時協力協定の対象者であり、災害対応等の活動実績無し ③その他	①2.0 ②1.0 ③0.0	
(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	①自社所有又は長期リース契約の建設機械有り ②無し	①2.0 ②0.0	
(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等 ※従事実績及び被表彰実績のそれぞれにおいて該当する配点を合計した値を入札者の得点とする。	従事実績 ①過去5年間継続した雪対策事業従事有り ②過去5年間のうち4年間の雪対策事業従事有り ③過去5年間のうち3年間の雪対策事業従事有り ④その他	①2.5 ②2.0 ③1.5 ④0.0	
	被表彰実績 ①過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」及び「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ②過去5年間の「雪対策事業に係る被表彰実績」又は「大雪等応援業務に係る被表彰実績」有り ③その他	①1.0 ②0.5 ③0.0	
(5) 障がい者の雇用状況	①障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務が有り法定雇用率以上の雇用有り、又は、報告義務が無く1名以上の雇用有り ②その他	①1.0 ②0.0	
(6) 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績 ※次のいずれかを対象とする。 ア 福祉除雪事業の地域協力員 イ 公園ボランティア等 ウ 森林ボランティア	①活動有り ②無し	①1.0 ②0.0	
合計		37.00	

総合評価落札方式（実績評価 I 型）に関する評価調書

1. 工事概要等

工事番号	工事名	施工場所	予定価格×100/110	入札方式
25 (土) 第 0004 号	市債務負担行為 道道西野真駒内清田線（真駒内住宅団地線～澄川跨道橋間）ほか1線舗装路面改良工事	札幌市南区真駒内上町5丁目ほか	93,830,000円	制限付一般競争入札
工事概要	<p>【道道西野真駒内清田線】 工事延長310m 道路幅員20.0m (車道13.0m+歩道3.5m×2) 施工幅員13.0m 路面切削工4,300m² 車道舗装工 (t=4cm) 3,100m² 車道舗装工 (t=15cm) 1,200m² 縁石工 一式 排水構造物修正工 一式</p> <p>【真駒内住宅団地線】 工事延長430m 道路幅員20.0m (車道13.0m+歩道3.5m×2) 施工幅員13.0m 路面切削工5,600m² 車道舗装工 (t=4cm) 5,600m² 縁石工 一式 排水構造物修正工 一式</p>			

調査基準価格の率 (%)	調査基準価格	(標準点/予定価格) × 10,000,000
90.00	84,447,000円	10.657

2. 技術評価基準及び総合評価の結果

評価項目	配点	入 札 者															
		N	I	B	E	C	D	K	H	A	F	G	O	M	J	P	L
1 企業の評価																	
(1) 同種工事の施工実績の規模	2.5	2.5	2.5	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5	0.0	2.5	2.5	2.5	0.0	0.0	2.5	-	0.0
(2) 公共工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	-	2.0
(3) 提出された工事実績の成績点	2.60	2.60	0.50	2.60	2.60	2.60	2.60	2.30	2.60	2.30	2.60	2.30	2.60	2.60	2.60	-	2.60
(4) 企業の工事成績の平均点	2.80	2.80	1.90	2.80	2.80	2.80	1.90	1.90	2.80	2.80	2.80	0.00	1.30	1.30	-	1.90	
(5) 過去5年間の本市工事は表彰回数	3.0	2.5	1.5	1.5	2.0	2.0	3.0	1.0	1.0	3.0	3.0	2.0	-	-	1.0	-	-
(6) ISO14001取得状況	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	-	0.5
(7) 本工事における主要建設機械の保有状況	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	-	2.0
(8) 市内企業活用の施工計画	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	-	2.0
2 配置予定技術者の評価																	
(1) 過去10年間の主任（監理）技術者等としての従事経験	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	-	2.5
(2) 過去の従事工事における成績点	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.70	2.40	2.70	2.70	2.70	0.00	2.70	2.70	2.70	-	2.70
(3) 主任（監理）技術者に係る資格保有状況	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.5	1.5	0.5	-	1.5	
(4) 本工事に関連する資格等保有状況	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	-	0.5
(5) 現場代理人としての従事経験	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-	1.0
(6) 継続教育（CPD）の取組状況	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	-	1.0
3 地域貢献等の評価																	
(1) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-	1.0
(2) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-	1.0
(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等	3.5	2.5	3.0	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	-	2.5	2.0	-	3.0	
(4) 障がい者の雇用状況	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	-	0.0	
計（配点計：A）	32.60	31.10	26.10	27.10	29.60	30.10	30.70	27.60	25.10	31.80	30.80	30.60	16.80	22.60	25.60	-	25.20
総合評価点の算出基礎とする得点合計（B）		31.10	26.10	27.10	29.60	30.10	30.70	27.60	25.10	31.80	30.80	30.60	16.80	22.60	25.60	-	25.20
総合評価の結果	加算点 (B/A) × 1.5点	14.309	12.009	12.469	13.619	13.849	14.125	12.699	11.549	14.631	14.171	14.079	7.730	10.398	11.779	-	11.595
	技術評価点（D） 100点+加算点	114.309	112.009	112.469	113.619	113.849	114.125	112.699	111.549	114.631	114.171	114.079	107.730	110.398	111.779	-	111.595
	入札価格（C）	84,348,000	84,447,000	84,447,000	85,385,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	84,447,000	100,000,000	84,447,000
	総合評価点* (D/C) × 10,000,000	13.536	13.263	13.318	13.306	13.481	13.514	13.345	13.209	13.574	13.519	13.508	12.757	13.073	13.236	-	13.214
	決定	2	10	8	9	6	4	7	13	1	3	5	15	14	11	-	12
	価格順	1	2	2	15	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	2
	技術点順	2	10	9	7	6	4	8	13	1	3	5	15	14	11	-	12
調査基準価格	調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○

総合評価落札方式（実績評価Ⅰ型）に関する評価調書

1. 工事概要等

工事番号	工事名	施工場所	予定価格×100/110	入札方式
25 (土) 第 0002 号	社会资本整備総合交付金事業 道道札幌北広島環状線屯田高架橋 (上部工) 新設ほか工事	札幌市北区屯田9条12丁目ほか	310,270,000円	制限付一般競争入札
工事概要	工事延長900m 道路幅員33.0m (車道8.75m×2+分離帯3.5m+歩道6.0m×2) 橋長178m 幅員11.65m (車道7.75m+歩道3.0m+地覆0.4m+0.5m) 上部工 (2径間連続鋼床版箱桁) L=178m 車道舗装工 (t=8cm) 1,370m ² 現場塗装工 一式 橋梁付属物工 一式 土工5,600m ³ 道路照明設備工 一式			
調査基準価格の率 (%)	調査基準価格	(標準点/予定価格) ×10,000,000		
91.00	282,345,700円	3.222		

2. 技術評価基準及び総合評価の結果

評価項目	配点	入 札 者							
		D	C	G	E	A	F	B	
1 企業の評価									
(1) 同種工事の施工実績の規模	2.5	0.0	0.0	0.0	2.5	2.5	0.0	0.0	
(2) 公共工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	0.0	2.0	1.5	2.0	
(3) 提出された工事実績の成績点	2.60	2.60	2.60	0.00	0.00	2.60	0.00	2.60	
(4) 企業の工事成績の平均点	2.80	2.50	2.80	1.30	2.80	1.30	2.80	2.80	
(5) 過去5年間の本市工事被表彰回数	3.0	3.0	-	-	3.0	3.0	-	2.5	
(6) ISO14001取得状況	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	
(7) 市内企業活用の施工計画	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
2 配置予定技術者の評価									
(1) 過去10年間の主任（監理）技術者等としての従事経験	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
(2) 過去の従事工事における成績点	2.70	2.70	2.70	0.00	0.00	2.70	0.00	2.70	
(3) 主任（監理）技術者に係る資格保有状況	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
(4) 現場代理人としての従事経験	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
(5) 継続教育（CPD）の取組状況	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
3 地域貢献等の評価									
(1) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
(2) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	
(3) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等	3.5	3.0	-	-	0.5	3.0	-	-	
(4) 障がい者の雇用状況	0.5	0.5	0.5	0.5	0.0	0.0	0.5	0.0	
計（配点計：A）	30.10	26.80	21.10	13.80	19.30	26.60	15.30	22.60	
総合評価点の算出基礎とする得点合計（B）		26.80	21.10	13.80	19.30	26.60	15.30	22.60	
総合評価の結果	加算点 (B/A)×1.5点	13.355	10.514	6.877	9.617	13.255	7.624	11.262	
	技術評価点 (D) 100点+加算点	113.355	110.514	106.877	109.617	113.255	107.624	111.262	
	入札価格 (C)	282,291,100	282,345,700	282,345,700	282,345,700	282,800,000	282,682,400	282,345,700	
	総合評価点* (D/C)×10,000,000	4.014	3.914	3.785	3.882	4.004	3.807	3.940	
	決定	1	4	7	5	2	6	3	
	価格順	1	2	2	2	7	6	2	
	技術点順	1	4	7	5	2	6	3	
調査基準価格	調査	○	○	○	○	○	○		

様式7-2

総合評価落札方式（地域貢献 I 型）に関する評価調書

1. 工事概要等

工事番号	工事名	施工場所	予定価格×100/110	入札方式
25 (緑) 第 0003 号	防災・安全交付金事業 石山東公園ほか2公園再整備工事	札幌市南区石山東5、6丁目	167,210,000円	制限付一般競争入札

工事概要	施工面積：石山東公園1.05ha 石山ふたば公園0.02ha 石山さくら公園0.04ha 基盤整備：敷地造成工、植栽基盤工 他 各一式 植栽：植栽工一式 施設整備：給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工一式、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、仮設工、グラウンド・コート整備：グラウンド・コート舗装工、グラウンド・コート施設整備工 各一式
------	--

調査基準価格の率 (%)	調査基準価格	(標準点/予定価格) × 10,000,000
91.00	152,161,100円	5.980

2. 技術評価基準及び総合評価の結果

評価項目	配点	入 札 者									
		E	H	C	F	B	A	G	D		
1 企業の評価											
(1) 公共工事の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
(2) 提出された工事実績の成績点	2.10	2.10	2.10	2.10	1.10	2.10	2.10	1.90	1.90		
(3) 企業の工事実績の平均点	2.20	1.20	2.20	2.00	1.20	1.20	1.60	1.20	2.00		
2 配置予定技術者の評価											
(1) 主任（監理）技術者に係る資格保有状況	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
(2) 本工事に関連する資格等保有状況	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0		
3 地域貢献等の評価											
(1) 本市の社会資本を支える地元企業の契約件数の状況	3.0	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
(2) 過去3年間の災害対応等の活動実績等	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
(3) 経営事項審査評価対象の建設機械の保有状況	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
(4) 過去5年間の本市雪対策事業等の従事実績等	3.5	3.0	0.5	2.0	2.5	3.0	2.5	0.0	2.5		
(5) 障がい者の雇用状況	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	1.0		
(6) 過去3年間継続した本市ボランティア等まちづくり事業の活動実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
計（配点計：A）	20.30	17.30	17.30	16.60	17.30	18.30	18.70	14.10	18.40		
総合評価点の算出基礎とする得点合計（B）		17.30	17.30	16.60	17.30	18.30	18.70	14.10	18.40		
総合評価の結果	加算点 (B/A) × 1.0点	8.522	8.522	8.177	8.522	9.014	9.211	6.945	9.064		
	技術評価点（D） 100点+加算点	108.522	108.522	108.177	108.522	109.014	109.211	106.945	109.064		
	入札価格（C）	152,200,000	167,210,000	152,161,100	152,161,100	152,161,100	152,500,000	152,161,100	152,161,100		
	総合評価点* (D/C) × 10,000,000	7.130	6.490	7.109	7.132	7.164	7.161	7.028	7.167		
	決定	5	8	6	4	2	3	7	1		
	価格順	6	8	1	1	1	7	1	1		
	技術点順	4	4	7	4	3	1	8	2		
調査基準価格		○	○	○	○	○	○	○	○		

札幌市工事等総合評価落札方式施行要綱

令和 5 年 12 月 1 日 税務・契約管理担当局長 決裁

令和 6 年 11 月 13 日 一部改正

令和 7 年 3 月 7 日 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市が発注する工事等（札幌市工事施行規程（平成 4 年訓令第 4 号）第 2 条第 4 号に定めるものをいう。以下同じ。）のうち、札幌市工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 3 月 29 日財政局理事決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）により、契約の相手方を決定する場合の手續に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第 2 条 総合評価落札方式により入札を行う工事等は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工計画、施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) 各工種の最上位等級の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) 各工種の工事のうち、入札者の施工能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (4) 各工種の工事のうち、主として入札者の人材確保、育成等の取組と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (5) 各工種の工事のうち、主として入札者の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (6) 測量業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- (7) 設計業務のうち、入札者の履行能力及び地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務

(総合評価の方法)

第 3 条 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 計画審査型 前条第 1 号の工事に該当する場合
 - (2) 実績評価Ⅰ型 前条第 2 号の工事に該当する場合
 - (3) 実績評価Ⅱ型及び一括審査Ⅰ型 前条第 3 号の工事に該当する場合
 - (4) 人材確保・育成型 前条第 4 号の工事に該当する場合
 - (5) 地域貢献Ⅰ型、地域貢献Ⅱ型及び一括審査Ⅱ型 前条第 5 号の工事に該当する場合
 - (6) 測量業務型及び一括審査測量業務型 前条第 6 号の委託業務に該当する場合
 - (7) 設計業務型及び一括審査設計業務型 前条第 7 号の委託業務に該当する場合
- 2 総合評価落札方式で定める評価の方法については、次の各号に掲げる型式に応じて、当該各号に定

める「落札者決定基準」によるものとする。

- (1) 前項第 1 号から第 5 号に定める型式 別記 1-1
- (2) 前項第 6 号から第 7 号に定める型式 別記 1-2

3 札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成 21 年 3 月 25 日副市長決裁）に基づき設置する札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）において必要と認める場合は、前項各号の規定にかかわらず、適用する総合評価落札方式の型式を選定することができる。

（入札手続）

第 4 条 総合評価落札方式により入札を行うときは、この要綱により実施するものとし、この要綱に定めのない事項については、一般競争要綱に基づく一般競争入札の取扱いによるものとする。

（公開する事項）

第 5 条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争要綱第 4 条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること。
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること。
- (5) 技術評価点について疑義の照会ができること。

（入札説明書）

第 6 条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者に対しては、別記 2「標準入札説明書例」により作成した入札説明書を交付するものとする。

（評価基準の決定）

第 7 条 第 5 条の規定により公開する事項のうち、総合評価の評価基準に関する事項の決定については、財政局管財部長が、あらかじめ 2 名以上の学識経験を有する者の意見を様式 1-1 により聴取し、その結果を審査委員会に提出し、審査委員会の議を経て行うものとする。

2 総合評価の評価基準に関する事項を定める場合には、技術審査会設置要領（平成 5 年 8 月 12 日建設局管理部長決裁）に規定する技術審査会（以下「技術審査会」という。）を活用するものとする。

（入札の参加申請）

第 8 条 総合評価落札方式による一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争要綱第 9 条各号に掲げる書類のほか、入札説明書において次の各号に掲げる書類の提出を求められた場合は、当該書類を市長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、第 6 号から第 8 号までの書類について、申告する評価区分によって提出不要となる場合はこの限りではない。

- (1) 施工計画に係る技術的所見（様式 2）
- (2) 工程表（様式 3）
- (3) 品質の確認及び管理に係る技術的所見（様式 4）
- (4) 施工上配慮すべき点に係る技術的所見（様式 5）
- (5) 技術評価申告事項（様式 6）
- (6) 評価項目に関する申告書（様式 11）
- (7) 活動実績申告書（様式 14）

(8) 協力雇用主登録状況申告書（様式 17）

2 前項に規定する書類は、別記 4-1 に定める審査方式（以下、「簡易確認方式」という。）を適用する工事等については、審査対象者のみが提出するものとする。

（技術評価点の決定）

第 9 条 技術評価点については、必要な審査等に技術審査会を活用し、審査委員会がこれを決定する。

ただし、札幌市工事等低入札価格調査要領（平成 14 年 12 月 24 日財政局理事決裁）第 21 条第 1 項において読み替えて準用する同要領第 9 条の規定により失格とした者及び入札価格が予定価格を超過した者については、技術評価点を算出しないものとする。

2 簡易確認方式において審査対象者とならなかった入札者については、当該入札者が自ら申告した得点に基づき技術評価点を決定する。

（落札予定者の決定）

第 10 条 総合評価落札方式による入札の執行は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 次の要件を全て満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札説明書に示す、技術評価に関する資料を全て提出していること。

ウ 総合評価点が、標準点（100 点）を予定価格で除した後、10,000,000 を乗じて得た数値を下回らないこと。

エ 簡易確認方式においては、審査対象者となった者であること。

(2) 総合評価点の最も高い者が複数いる場合は、くじにより落札予定者を決定する。

（落札者の決定）

第 11 条 落札者の決定は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 第 7 条第 1 項に定める学識経験を有する者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされたときは、入札執行後、財政局管財部長は、落札予定者を当該入札の落札者と決定することについて、2 名以上の学識経験を有する者の意見を、様式 7-1 により聴取するものとする。

(2) 前号の場合、落札者の決定は、前号の聴取結果に基づき財政局管財部長が行うものとする。

(3) 前 2 号に該当しない場合、財政局管財部長は、第 10 条の規定による落札予定者をもって落札者と決定するものとする。

(4) 落札者の決定を行った場合は、当該落札者に対し、様式 8 により落札決定の通知を行うものとする。

（入札結果の公表及び疑義の照会等）

第 12 条 前条により落札者が決定した場合は、様式 7-2 により公表を行うものとする。

2 入札者は、公表された自らの技術評価点に疑義がある場合は、落札結果通知日の翌日から起算して 5 日（札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価点について様式 9 により疑義の照会ができるものとする。

3 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札結果通知日の翌日から起算して 5 日（休日を除く。）以内に、市長に対し、非落札理由について様式 12 により説明を求めることができる。

4 第 2 項又は前項の照会があった場合、審査委員会にて審議を行い、第 2 項の照会にあつては様式 10

により、前項の照会にあつては様式 13 により回答するものとする。また、照会に対する回答に当たっては、技術審査会を活用するものとする。

5 簡易確認方式においては、審査対象者以外の者の技術評価点について、入札者が自ら申告した得点に基づき算出した点数である旨を付記するものとする。

(しゅん功時の調査)

第 13 条 本工事が別紙 1 に定める評価項目について得点を得た工事である場合、財政局工事管理室長は、当該工事について別紙 1 に定めるしゅん功時の調査を行うものとする。

(悪質な行為に対する措置)

第 14 条 入札者から提出された資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、市長は、契約の解除あるいは札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止等の措置を行うことができる。

(秘密の保持)

第 15 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、原則として公表しないものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局管財部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。
- 3 別記 1-1 「落札者決定基準（工事）」2(3)カ「企業の評価」の「過去 5 年間の本市工事被表彰回数」に係る評価においては、令和 5 年度以前に受けた表彰を評価対象とする場合、経過措置として、「札幌市工事等総合評価落札方式試行要綱」（平成 18 年 3 月 29 日財政局理事決裁、令和 5 年 12 月 1 日廃止）において従前評価対象としていた「札幌市下水道河川局工事安全管理優秀業者表彰」、「札幌市下水道河川局所管工事優秀施工業者及び業務安全管理優秀業者表彰」における工事以外の表彰及び「優良指定給水装置工事事業者表彰」についても評価対象とする。

附 則

- 1 この要綱は令和 6 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものについては、適用しない。